

人権を哲学する

二つの人権原理と普遍ルール社会構想

1

お話のテーマは2つ

1. わたしと「人権」(自己紹介を兼ねて)
2. 人権概念—二つの人権原理と普遍ルール社会構想

2

わたしと「人権」(自己紹介を兼ねて)—

1. 二つの人権市民団体の専従活動家

1. 在日韓国人政治犯を救援する
家族・僑胞の会の事務局長
2. 在日韓国民主人権協議会の共同代表

3

2. 四十歳を過ぎてからの新たなチャレンジ

- 大学院(明治学院大学大学院国際学研究科)に入学
- 指導教官は、文芸評論家で哲学者の竹田青嗣教授
- 近代哲学を中心に哲学と現象学

4

3. 内なる「対立」に決着

- 内なる民族主義
- 社会主義思想と深く対立

5

4. 幼いころから労働者

- 小学校の高学年から中学三年生まで新聞配達
 - 高校時代は、「立ちんぼ」とか「ニコヨン」
 - 「スコップの方が大事」(現場の監督官)
- ⇒不条理な社会に対していつも怒っていた！！

6

5. 民族差別事件に遭遇

- 市場で在日朝鮮人のおばさんへの差別を目撃
- 抗議せず黙々と働く姿に、同情と深い失望感
- ⇒人間の誇り・自尊心をなくした「奴隷」?

7

6. 魯迅との出会い

- 「幻灯機事件」⇒メスの力(医学)からペンのかへ(文芸)
- 「弱い」在日朝鮮人を改造すべき
- 〈朝鮮人という人間〉を求めて
- ⇒民族的アイデンティティの確立

8

7. 人間の条件を求めて

- 朝鮮人として生きること＝人間として生きること
- 「朝鮮人になる」ために、「修行」のような生活
- 朝鮮語の修得＝民族的アイデンティティを確立する道

9

8. 民族主義の道

- 魯迅の「鉄の部屋」の話
- 韓国の民主化と朝鮮の統一という方向性
- 留学生、在日韓国人が、政治犯として韓国の獄中の身

10

9. 最初の「人権」との出会い＝政治犯救援運動

- 逮捕・投獄された青年・学生の救援活動の開始
⇒家族や友人と「家族・僑胞の会」を結成(1997年)
- 「権利のための闘争は権利者の自分自身に対する義務である。」(イエーリンク)
- 当時の人権観は、「反権力」と「異議申し立て」

11

10. 共生への道—民権協の結成

- 冷戦の崩壊という時代の転換点
⇒既存の価値観や世界観の相対化、新しい道を模索
- 共生社会の実現＝「いま、ここ」での暮らしを善くする
- 人権が保障された民主主義社会の実現
⇒近代哲学者たちの社会思想・人権思想・政治思想

12

11. 哲学と竹田現象学との出会い

—哲学は真理探究の道ではなく、よりよく自己了解するためのアート(技術)

—「人権を哲学する」とは、人権を金科玉条ではなく、人生を豊かにするアート(技術)

13

12. 在日社会と対抗的民族主義

—共生に関して、時期尚早もしくは消極的賛成、よくわからない

—「共生」概念のうさんくささ

—「共生」概念に対する危機意識

14

人権概念—二つの人権原理と普遍ルール社会構想 13. 基本テーマ

—価値対立を内包する政治社会における、文化的特殊性の公的承認(特殊性)と市民社会の公共的な正当性(普遍性)との共存可能性の問題

⇒マイノリティの権利の中心問題、社会的共生の問題

15

14. 研究の目的

1. 近代哲学者たちの人権概念の原理的考察

2. マイノリティの権利論の原理的考察
(キムリックの「多文化的市民権」論(Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority rights))

16

15. 3つの人権観

1. 超越的価値を根拠とする「先験的人権観」

2. 約束・合意を根拠とする「基約的人権観」

3. 利益の感覚に基づく「経験的人権観」

17

16. 先験的人権観—①定義

—「ただ人間であるという事実だけで、すべての人が享受できる権利」

⇒「存在的人権観」・「先験的人権観」

—「自由は道徳の存在根拠、道徳は自由の認識根拠」

—「他者を手段としてだけでなく、同時に目的として扱え」
(定言命法)

⇒カントの道徳的自由論(『人倫の形而上学の基礎づけ』)

18

16-1 先験的人権観-②三つの特徴

1. 「生来の権利 (inherent)」
2. 「奪うことのできない権利 (inalienable)」
3. 「すべての人間 (equal)」に等しく与えられる権利

19

16-2 先験的人権観-③その矛盾

- 権利の根拠として「神」から「人間」へ
- 個々の人間の存在の確保
- ⇒ 人権の要請 (人間存在という価値と善としての人権的価値へ向かえという道徳論)。
- 1つの矛盾 = 一方では、神から人間への移行 (ヒューマニズム) と、他方では、人間を超越する観念 = 「人間の尊厳」との間の矛盾

20

17. 基約的人権観

- 人間同士の約束や合意あるいは相互承認を人権の根拠とする人権観
- ⇒ ホブズやルソーらの「社会契約説」、ヘーゲルの「相互承認論」
- 人権は日々の経験、人間同士の関係性の中で作り出される (関係の概念)。
- 約束に基づくから「基約的人権観」と名付ける。

21

18. 経験的人権観-ミルとヒューム

- ミルとヒュームは、
- 自然権思想と社会契約説を否定

22

18-1. 経験的人権観-①ミル

- 人びとの経験によって人権は成立する。
- 社会契約説を否定。
- 人々の社会生活は自然な「事実」。「事実」が人びとに諸々のルール—法律や規則—をやらせる。
- 「市民的ないし社会的自由」
- ① 良心の自由と言論出版の自由、② 嗜好の自由、職業選択の自由、③ 結社の自由 (『自由論』)
- ⇒ 自由権や社会権として現代の人権概念を豊富化。

23

18-2 経験的人権観-②ヒューム

- 「共通の利益への気づき・関心」によって
- ルール関係を結ぶ
- コンヴェンション = 「暗黙の了解」。
- ⇒ 「小舟を漕ぐ二人の人間」の話

24

19. 二つの原理—〈価値的人権原理〉と〈ルール的人権原理〉の「仮説」

仮説:「人権概念は、歴史的かつ論理的および実践的に、人権の根拠や権利主体あるいは人権の目標などにおいて相異なる〈価値的人権原理〉と〈ルール的人権原理〉の二つの原理に立脚し構成されている。

—二つの人権原理を解明し、両者の共通点と相違点を踏まえて、それぞれの原理が適用できる対象や領域を適切に設定することによって、現代世界が抱える価値対立をはじめとした諸対立を緩和し解決するための一般的基準や方策を取り出すことができる。」

25

20. 価値的人権原理—①由来と定義

—ロックの自然権思想+カントの道徳的自由論

—人間の存在それ自体が価値(人間の尊厳)あるもので、人間の属性—出自・身分・性別・信条・思想・財産の多寡など—にかかわらず人格(自由、自律存在)として万人は平等である。

—人間の尊厳は人間であるという事実だけでもたらされる。それゆえ権利の根拠は人間自身に内在する。

26

20-1 価値的人権原理—②特徴

—人権は「生来の権利(自然権)」、「不可譲の権利」、個人の意志や国家権力によって奪われることのない超越的な価値(前国家的権利)。

—自由や権利は価値の実現にむかう「べし(当為、義務)」とされる。

—「他人への尊敬心」や「他者を手段としてだけでなく、目的(人格)として扱え」(カントの定言命法)

⇒**〈私〉は「価値(人格、自由、最高善)」を目指す!**

27

20-2 価値的人権原理—②存在理由

①「すべての人びと」が人権の権利主体となる。

②被差別者・被抑圧者・社会的弱者、マイノリティの権利と「人間の尊厳」を擁護しうる。

28

20-3 価値的人権原理—③問題点

①根拠としての「恣意的」な絶対的な価値。⇒人権の価値の相対主義化を招来

②強い義務論的性格⇒人権の実践上しばしば「抑圧性」の問題として現れる。

③理念主義的傾向⇒人権の実践は「正しさ」に向かう競争、新たな「対立」がもたらされる。

29

21. ルール的人権原理—①由来と定義

—ホブズ・ロック・ルソーの社会契約説を基礎とし、ヘーゲルが「相互承認」の概念として発展

—自己中心性をもつ人間同士が、相互交流・相互理解によって共感や同意・合意を生み出し、共生のためのルールをつくりだす。

⇒ルソーの言葉:『**権利の平等、およびこれから生じる正義の観念は、それぞれの人が自分のことを先にすることから、したがってまた人間の本性から出てくる。**』

30

21-1 ルール的人権原理-②特徴

—約束や合意(相互承認)によって人権がもたらされる(「超越的」・「絶対的」な価値を根拠としない)。

- ①市民はルールの下に対等である(法の下での平等)
- ②市民はすべて対等のルール決定権をもつ(ルール主体)
- ③ルールを守る限り、誰でも対等の資格(人格)で市民になれる(多様性の承認)

⇒**〈私〉は他者との「関係」を目指す!**「人間の欲望は、他者への欲望である」(コジェーヴ)

31

21-2、一般意志と民主主義

一般意志①: 個々人のさまざまな利害の中にある共通なもの、共通の利益の一致をめざす。⇒「共通なものこそが、社会を形づくる」

一般意志②: 一つの意志ではなく、公理・公準(判断の尺度・ものさし)である—一般意志(みなに共通の利益、公準)

—民主主義的討論の3つの条件;

- ①市民へ十分な情報がいきわたっている(情報公開)
- ②市民が互いに事前協議しない(事前談合の禁止)
- ③市民の間に小さな相違がたくさんある(異論・少数意見大歓迎)。

32

21-3 ルール的人権原理-③問題点

- ①差別や抑圧的要素が厳しい場所では効果的な実効性をもちにくい。
- ②権利主体を「理性」をもつ人間に限定する。
- ③絶えざる市民教育と市民運動の形成

33

22. 二つの人権原理と普遍ルール社会

- 二つの人権原理は、相互に補完し合い、「一つ」の人権概念を構成
- 「価値」も人々の「ルール関係」=相互承認によってもたらされる。
- 普遍ルール社会とは、「完全に自由で平等」な社会ではなく、「**すべての個人の自由の実現に向けた理念・原理・手立てが一般的・普遍的に承認された社会**をいう。
- 普遍的ルール社会(近代社会)では、ルール的人権原理が基本となるべきである。差別や抑圧の緩和・解消のために価値的人権原理が対応する。

34